

# 社会福祉法人大郷町社会福祉協議会役職員給与等に関する支給規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大郷町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員並びに正規職員の給料、諸手当及び旅費の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 役員の給与

### (報酬)

第2条 会長の報酬は予算に定める範囲内で支給し、その額は評議員会において決定する。

2 会長以外の役員及び評議員に対する給与は、無報酬とする。

## 第3章 事務局長及び職員給与

### (給与決定の原則)

第3条 事務局長及び職員（以下「職員」という。）の給料は、会長が定める。

### (給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間に対する報酬であって、扶養手当、特別手当、その他一切の手当を除いたものとする。

### (給料表)

第5条 職員の職務の内容は会長が別に定める。

2 給料表は、大郷町社会福祉協議会常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）に定める給料表のとおりとする。

3 会長は、職員について前項の給料表により、給料を決定しなければならない。

### (給与の支給方法)

第6条 給料の計算期間は月の1日から末日迄とし、一給与期間につき給与月額を支給する。

2 給料の支給日は、21日とする。ただし、その日が土・日曜日、または休日に当たるときは、順次繰り上げる。

第7条 新たに職員となったものは、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料月額に異動を生じた場合は、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職し、または死亡したときは、その月まで給料を支給する。

第8条 職員に対する扶養手当及び諸手当支給については、就業規則の定めによって支給する。

### (退職者の給与)

第9条 職員が退職された場合は、就業規則の規定を適用する。

### (昇給)

第10条 職員が現に受けている給料、または手当を受けるに至ったときから、12ヶ月以上良好な成績で勤務したときは、昇給させることができる。

2 職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項に規定する期間を短縮し、若しくはその現に受けている号俸より8号俸上位の号俸まで昇給させ、またはそのいずれもあわせて行うことができる。

### (初任給)

第11条 新たに職員になるものの給料は、その者の学歴、経歴、技能及び職務内容を考慮して就業規則別表の給料表の級に格付する。

## 第4章 旅費

### (旅費の支給)

第12条 役員（委員）及び評議員が出張した場合は、当該役員に対し、予算の範囲内で別表により日当を支給する。

2 職員の県内出張は、原則として公用車を使用するものとし、その場合は出張に係る諸経費のみ実費計算し支給する。但し、事務局長が認めた場合は私用車を使用することができる。県外出張及び宿泊を伴う出張の場合は、予算の範囲内で別表により日当を支給する。

### 別表

日当（1日につき）		宿泊料 （1夜につき）
県内	県外	
1,500	2,000	13,000

### (出張命令)

第13条 前条の出張は、会長の発する出張命令によって行わなければならない。

### (旅費の計算)

第14条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。

ただし、公務上必要、または天災、その他やむを得ない事情により、最も経済的な通常の経路及び方法によって旅行し難い場合には、その現によって経路及び方法によって計算する。

### (会議等の費用弁償)

第15条 理事、監事、評議員及び委員等が会長の召集する会議に出席したときは、費用弁償として日額金2,000円を支給する。ただし、生活相談所相談員については日額金1,500円を支給する。

2 この規定に定めるものの外給与及び旅費等については、就業規則を適用する。

### 附 則

この規程は、昭和63年4月1日より施行する。

別表1 職員給料表（大郷町で使用している別表1、行政職給料表を適用する。）

別表2 旅費支給区分（大郷町の規定を適用する。）

別表3 管内出張旅費支給額（大郷町で使用している役場からのキロ数を適用する。）

### 附 則

この規程は、平成3年4月1日から適用する。

### 附 則

大郷町職員の給与の特例に関する条例を適用する。

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

### 附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日より施行する。

附 則

この規程は平成29年6月23日から施行する。

別表1 大郷町社会福祉協議会給料表①

別表2 大郷町社会福祉協議会給料表②

別表3 管内出張旅費支給額（大郷町で使用している役場からのキロ数を適用する。）

別表4 大郷町社会福祉協議会臨時職員金額表